

## 規則等の案と定める規則等の差異について

### 1 規則等の案の題名

児童福祉法第 22 条第 1 項に規定する助産の実施、同法第 23 条第 1 項に規定する母子保護の実施、同法第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置、同条第 2 項に規定する委託措置及び同法第 33 条の 6 第 1 項に規定する児童自立生活援助の実施に関する静岡市児童福祉法等施行細則第 33 条第 2 項に規定する費用に係る徴収基準（案）

### 2 意見公募手続を実施した期間

令和 2 年 3 月 30 日（月）から令和 2 年 4 月 30 日（木）まで

### 3 規則等の案と定める規則等の差異

#### （1）既に公表した規則等の案の内容

- ① 従来、所得税額に基づいて徴収金基準額を決定していたものを、市町村民税額に基づき決定するよう変更します。
- ② 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関への措置について、就学前の障害児の発達支援の無償化の実施に伴い、3～5 歳時及び市町村民税非課税世帯の 0～2 歳時については徴収金を徴収しないこととします。
- ③ 助産の実施、母子保護の実施、児童福祉施設（障害児入所施設及び指定発達支援医療機関を除く。）への措置及び児童自立生活援助の実施に係る階層区分の認定に関しては、原則に則り、平成 23 年 7 月 15 日雇児発 0715 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって再計算しないものとします。
- ④ その他、改正通知の内容に準じ現行の階層区分表を改め、新たに対象施設別に規定します。

#### （2）現に定める規則等の内容

上記（1）の案の内容に加え、D15階層を撤廃しD14階層を上限とする見直しを行った。

##### （見直しの理由）

現行の徴収基準について、対象児童及び保護者に与える影響の視点から精査をしていく過程で、最高階層であるD15階層の「措置費の全額徴収」という規定が、他階層との比較において公平性が確保されておらず、対象児童や保護者に対し不利益な処分となる可能性が生じることが判明した。

児童の福祉向上及び権利擁護の理念からも、早急な見直しが必要と判断し、本市では、D15階層を撤廃し、D14階層を上限とする見直しを、今般の改正に伴う必要な整理事項と判断し行うこととした。